

第7期芽室町障がい者福祉計画
第3期芽室町障がい児福祉計画

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

【案】

令和5年12月

芽室町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 計画の推進体制	5
6 計画の進行管理	5

第2章 障がいのある人等の状況

1 障がい者・児の推移と傾向	6
2 難病患者の状況	11
3 障がい福祉の動向	12

第3章 計画の基本的考え方

1 基本目標	13
2 基本施策	13
3 計画の体系	15

第4章 分野別施策内容

1 早期発見及び早期支援	16
2 就労支援	20
3 生活支援の充実	23
4 支援を広げるための施策	29

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

【障害福祉計画等】

1 2026（令和8）年度に向けた目標値	32
2 障害福祉サービス・相談支援	36
3 地域生活支援事業	42
4 障がい児支援の強化	47

《参考資料》

■用語解説	50
■第7期芽室町障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画諮問書（写）	51
■第7期芽室町障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画答申書（写）	52
■芽室町総合保健医療福祉協議会委員名簿	53
■芽室町総合保険利用福祉協議会障害者部会委員名簿	54
■芽室町自立支援協議会委員名簿	55
■芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例	56
■芽室町障がい福祉についての意識調査 （福祉サービス利用児童）【結果報告書】	64
■芽室町障がい福祉についての意識調査 （18歳から64歳の障がい者）【結果報告書】	85
■芽室町障がい福祉についての意識調査 （町内会長・行政区長、民生委員児童委員、各種審議会委員等） 【結果報告書】	124

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、漢字表記やひらがな表記などがあり、それぞれ様々な考え方がありますが、本計画においては原則としてひらがな表記とします。ただし、法令等で定められている用語や名称は、「障害」と漢字表記を使用します。

「*」の表記について

文字の右上に「*」の付いた用語については、巻末にて用語解説があります。



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

芽室町では、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指し、2000（平成12）年度に『芽室町障害者福祉計画』を策定して以来、2003（平成15）年度の「支援費制度」への移行、2006（平成18）年度の「障害者自立支援法」の施行と国の制度改革に準じ計画の見直しを進めてきました。

2009（平成21）年4月には、障がい者と障がい児の自立に関し、町、町民、事業者の責務を明らかにすると共に、町が行う施策の基本事項を定めた『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』を制定し、保育所等訪問支援事業や芽室町読み書き支援スクリーニング事業など児童が普段通う場所の支援の充実、就労継続支援A型事業所の事業拡大による障がいのある人の働く場の拡大や、一般就労定着支援などの取り組みを推進してきました。

2018（平成30）年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、介護保険法等の改正があり、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が位置づけられ、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行などに取り組んでいます。

一方、国では、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、行政機関等及び事業者に対し、「社会的障壁の排除^{*}」や「合理的配慮^{*}」が求められると共に、普及啓発活動などを通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。また、難病患者は、国の指定範囲が拡大の傾向にあり、2023（令和5）年4月現在で、障害者総合支援法の対象となる疾病は366疾病となりました。

このように障がい福祉に係る制度改革が進む中、『第6期芽室町障がい者福祉計画』が2023（令和5）年度で計画期間を終了することから、第6期計画での基本理念等を踏襲し、障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉・子育て・教育・就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進するため、『第7期芽室町障がい者福祉計画』（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）を策定します。

また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい者福祉計画と一体的に『第3期芽室町障がい児福祉計画』を策定します。

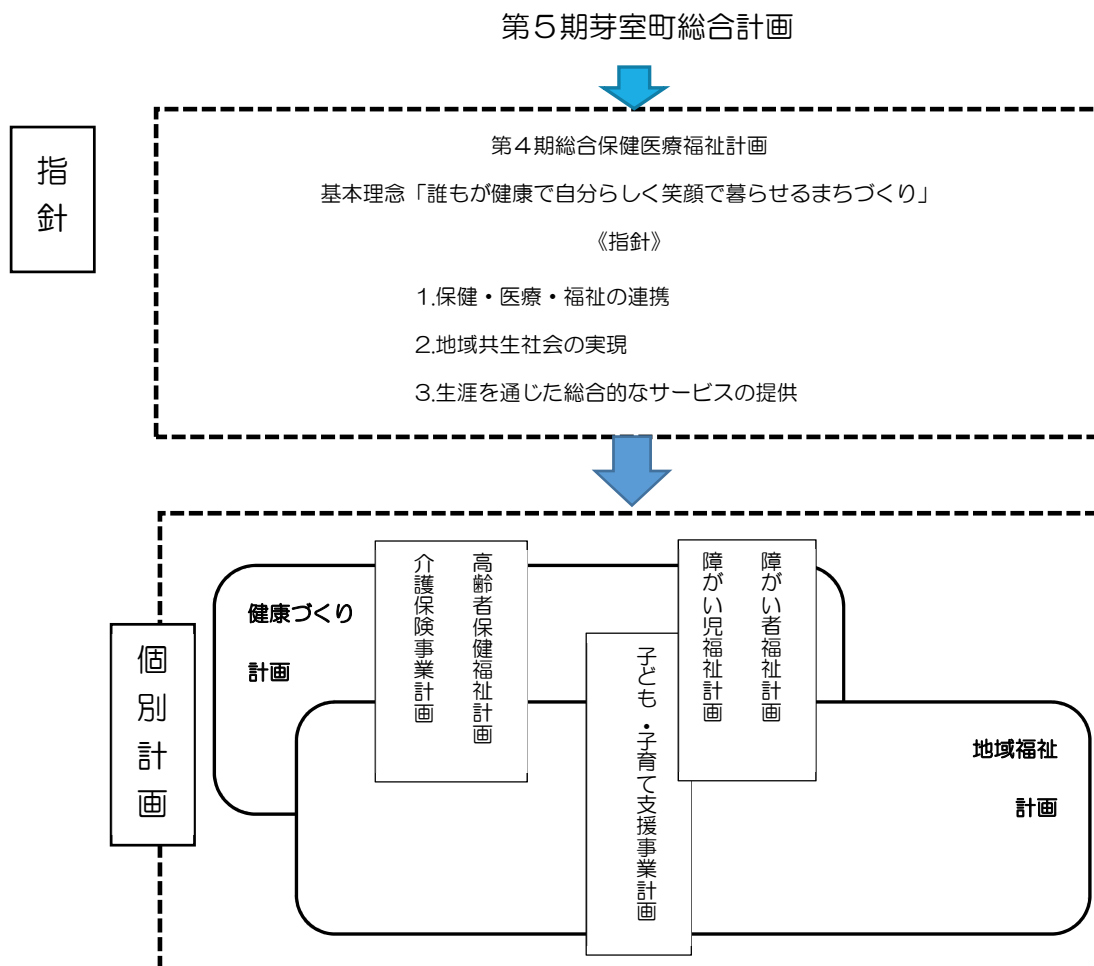
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」(第6条)に規定される、「障害者基本法」(第11条第3項)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(第88条)、並びに「児童福祉法」(第33条の20)に基づき、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な方向及び国の定める障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

(2) 他の計画との関係

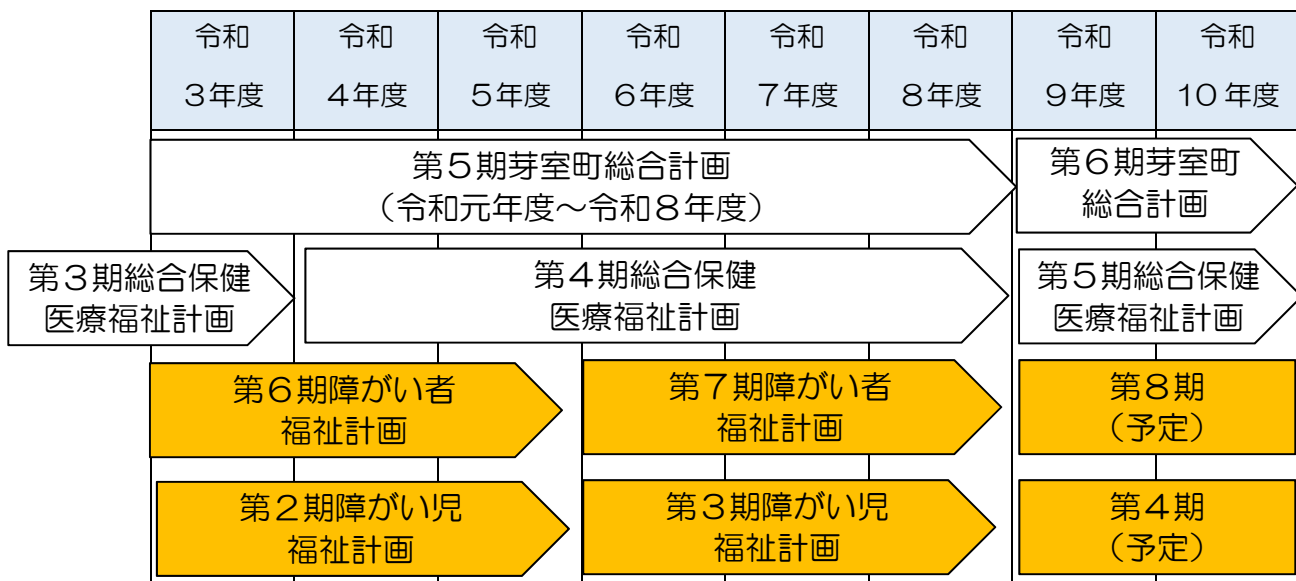
この計画は、国の「障害者基本計画」、道の「北海道障がい者基本計画」「第6期北海道障がい福祉計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画」を最上位計画、「第3期芽室町総合保健医療福祉計画」を指針とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の計画期間と同様に、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

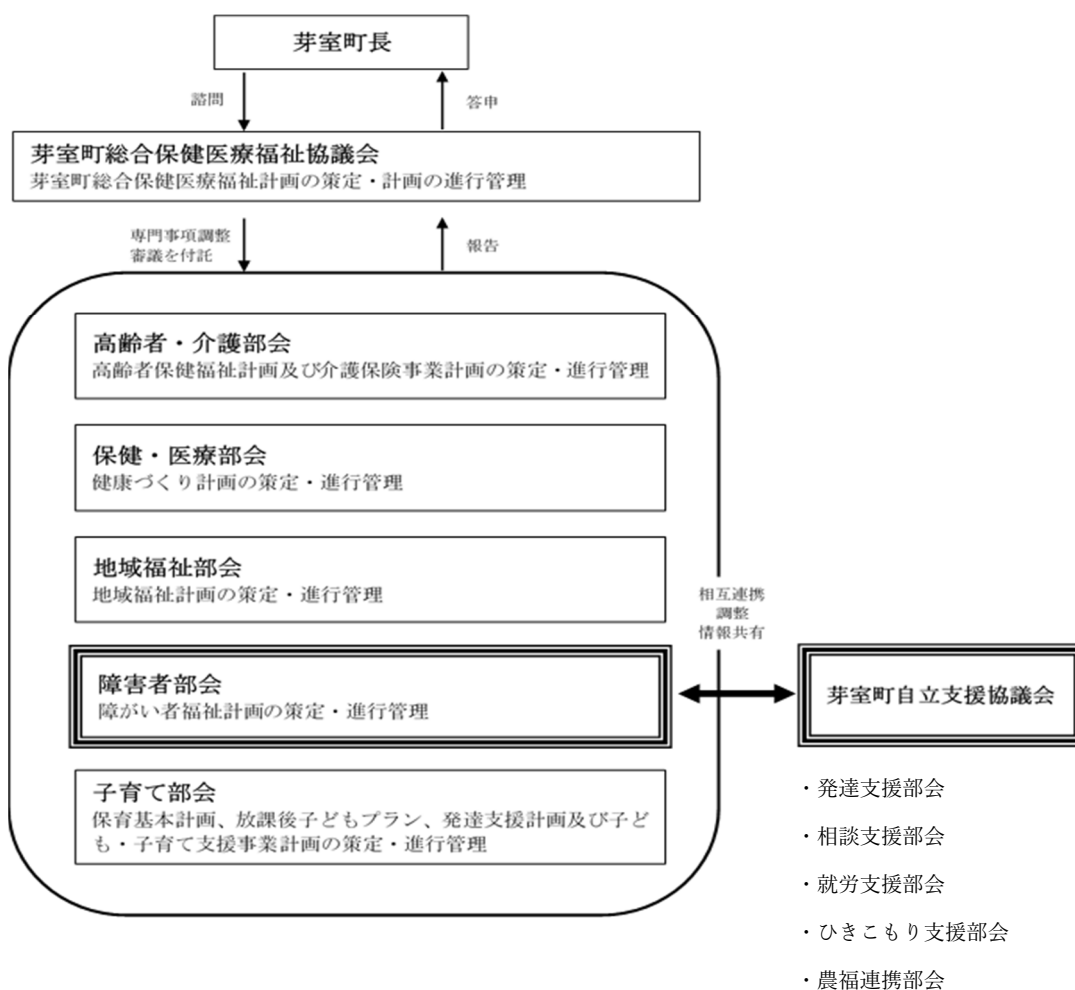
【図 計画期間】



4 計画の策定体制

(1) 組織体制

『第4期芽室町総合保健医療福祉計画』に基づき、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「障害者部会」において審議を行いました。また、『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に規定する「芽室町自立支援協議会」と連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) アンケート調査

現在のニーズを把握し、今後の支援体制のあり方を検討するため、「障がい福祉についての意識調査」を実施しました。

(3) まちづくり意見募集

この計画に対する市民からのご意見を募集し、必要に応じて計画に反映するため、ホームページ等でまちづくり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

(4) 計画策定経過

年 月 日	内 容
2023（令和5）年 7月13日	第1回芽室町総合保健医療福祉協議会障害者部会 (第6期計画の評価、第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定概要、計画策定にかかるアンケート調査実施の決定)
8月1日	アンケート調査の実施（8月16日まで）
10月31日	第2回芽室町総合保健医療福祉協議会障害者部会 (アンケート結果より現状把握)
12月11日	第3回芽室町総合保健医療福祉協議会障害者部会 (計画（素案）の審査)
12月15日	第1回芽室町自立支援協議会全体会議 (計画（骨子）の審査)
12月27日	パブリックコメントの実施（1月27日まで）
2024（令和6）年 3月上旬（予定）	第3回芽室町総合保健医療福祉協議会 (計画案に対する答申)
3月下旬	計画書完成

5 計画の推進体制

芽室町のまちづくりの指針である「第5期芽室町総合計画」及び「第4期芽室町総合保健医療福祉計画」の指針である「保健・医療・福祉の連携、地域共生社会の実現、生涯を通じた総合的なサービスの提供」に基づき推進します。

6 計画の進行管理

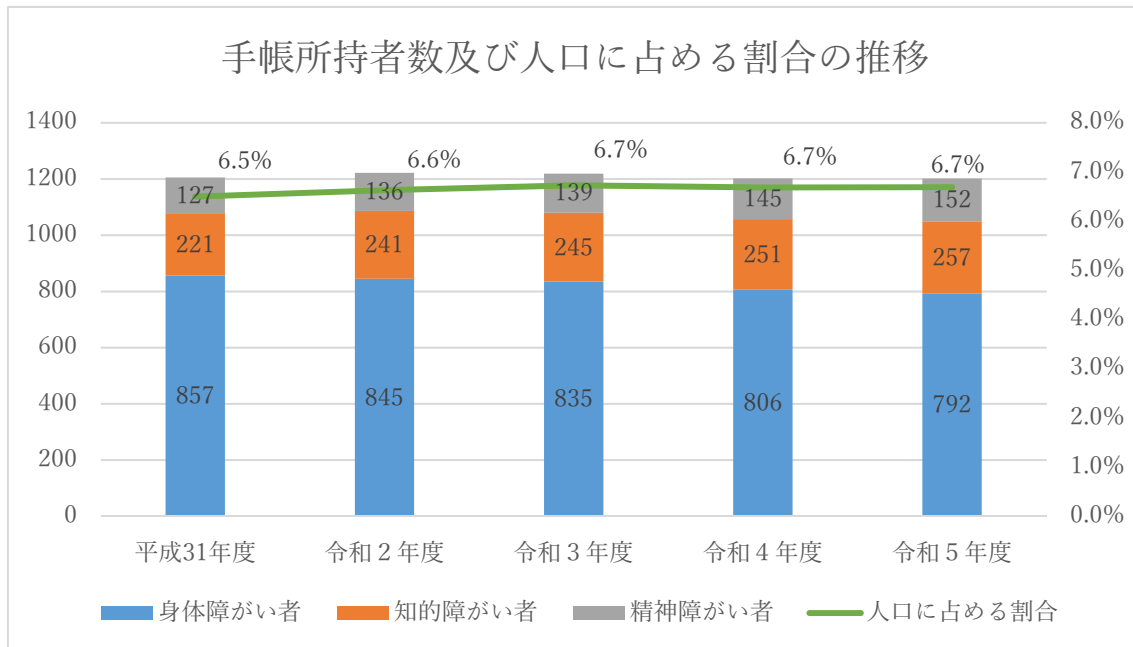
「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「障害者部会」において進行管理します。

第2章 障がいのある人等の状況

1 障がい者・児の推移と傾向

芽室町の障がい者・児の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、2023（令和5）年10月31日現在で1,201人、人口に占める割合は6.7%となっており、町民の約15人に1人が何らかの障害者手帳を所持しています。

手帳所持者数は横ばいですが、身体障害者手帳の所持者は減少傾向にある一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



※2019（平成31）～2022（令和4）年度は3月31日現在、2023（令和5）年度は10月31日現在

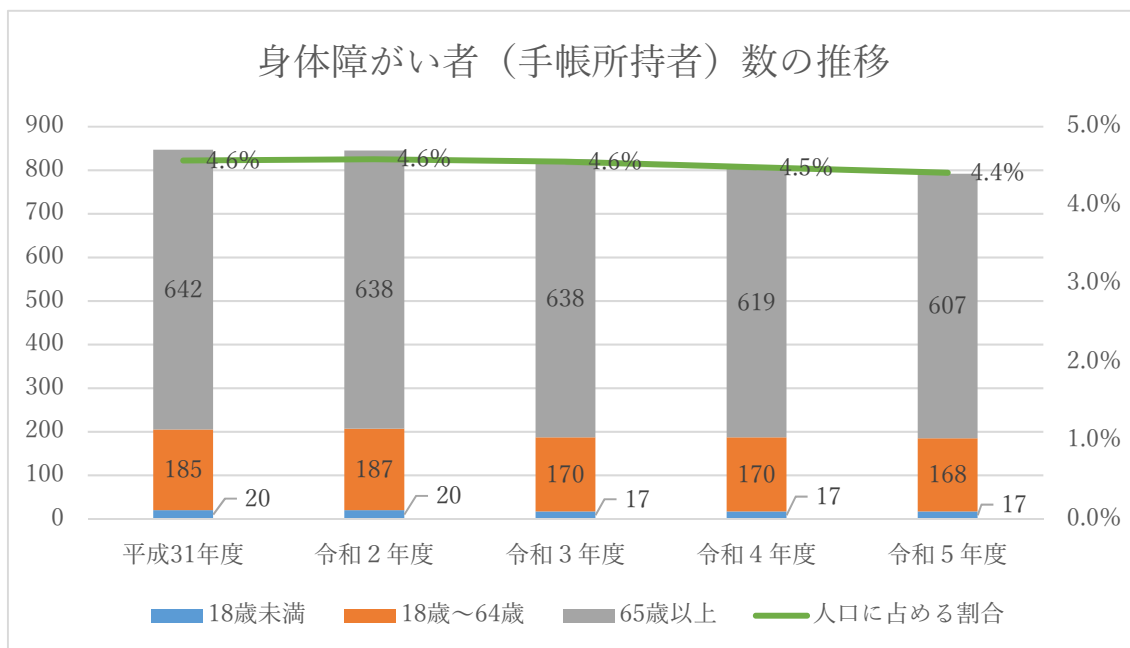
※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

（1）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体としては減少傾向にありますが、65歳以上の割合が増加している状況です。

等級別に見ると、重度身体障がい者（1級）の割合が3年前と比べて65歳以上で減少している状況です。

障がい部位別に見ると、65歳以上の方では肢体不自由、内部障害の方が減少している一方、聴覚・平衡障がいの方が増加しています。



※2019（平成31）～2022（令和4）年度は3月31日現在、2023（令和5）年度は10月31日現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

【等級別】 ※2023（令和5）年10月31日現在（カッコ内は2021（令和3）年3月31日時点） 単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	8 (11)	8 (5)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (2)	17 (20)
18～64歳	58 (57)	34 (41)	18 (16)	28 (37)	12 (19)	18 (17)	168 (187)
65歳以上	179 (203)	60 (61)	85 (91)	184 (191)	60 (54)	39 (38)	607 (638)
合計	245 (271)	102 (107)	103 (108)	212 (229)	72 (73)	58 (57)	792 (845)

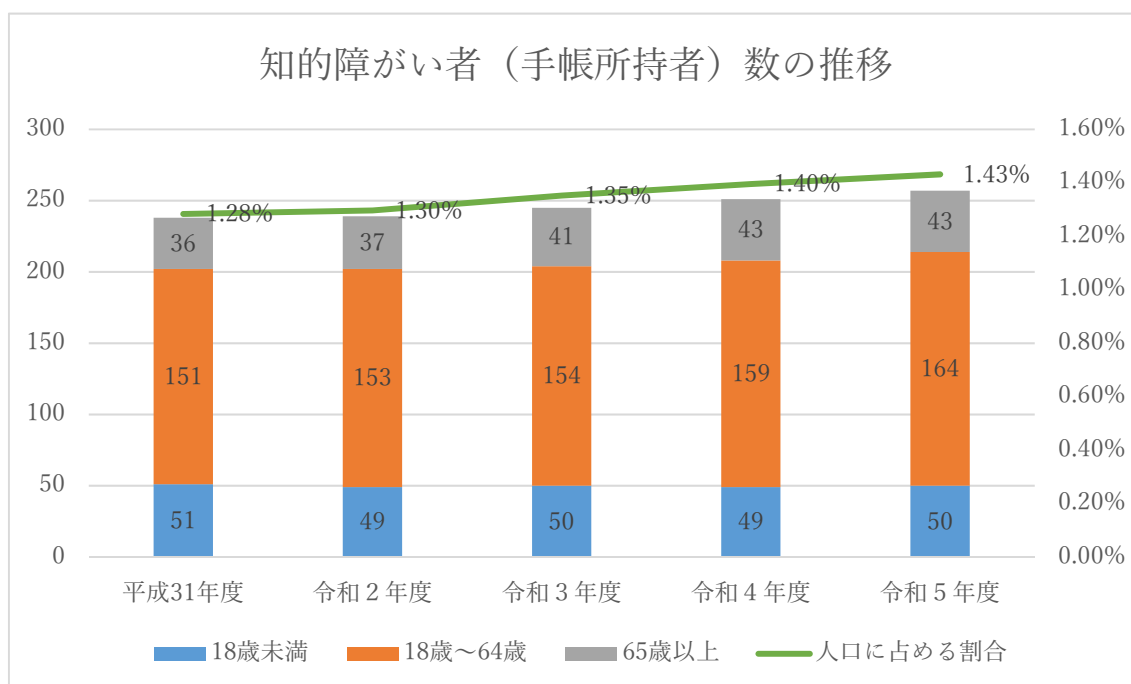
【障がい部位別】 ※2023（令和5）年10月31日現在（カッコ内は2021（令和3）年12月31日時点） 単位：人

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	合計
18歳未満	0 (1)	3 (6)	0 (0)	13 (10)	1 (3)	17 (20)
18～64歳	8 (7)	21 (23)	2 (5)	92 (111)	45 (41)	168 (187)
65歳以上	29 (34)	86 (75)	10 (9)	304 (336)	178 (184)	607 (638)
合計	37 (42)	110 (104)	12 (14)	409 (457)	224 (228)	792 (845)

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。また、18～64歳の方の割合が増加しています。

手帳の判定別に見ると、18歳未満の方はB判定が多く、高齢になるにつれA判定の割合が増えています。



※2019（平成31）～2022（令和4）年度は3月31日現在、2023（令和5）年度は10月31日現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

【手帳の判定別】

※2023（令和5）年10月31日現在（カッコ内は2020（令和2）年12月31日時点） 単位：人

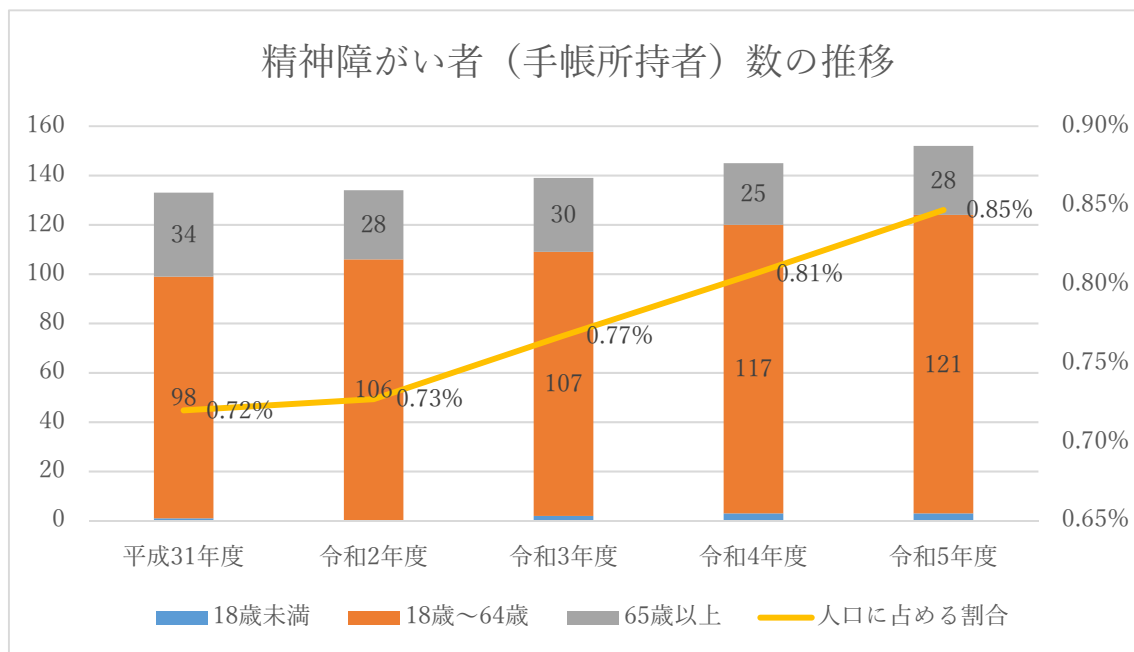
	A判定	B判定	合計
18歳未満	6（9）	44（39）	50（49）
18～64歳	53（55）	111（98）	164（153）
65歳以上	20（17）	23（20）	43（37）
合計	79（81）	178（157）	257（238）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、全体としては増加傾向にあります。年齢別では、18歳～64歳の方が大きく増加しています。手帳の等級別に見ると、より3級の方の増加割合が高くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移を見ると、全体としては増加傾向にありましたが、令和3年度からは横ばい傾向にあります。年齢別では、18歳～64歳の方が最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しています。精神障害者保健福祉手帳は申請をしていないという方などもおり、精神障がい者の人数は実際の手帳所持者数よりかなり多くなると考えられます。



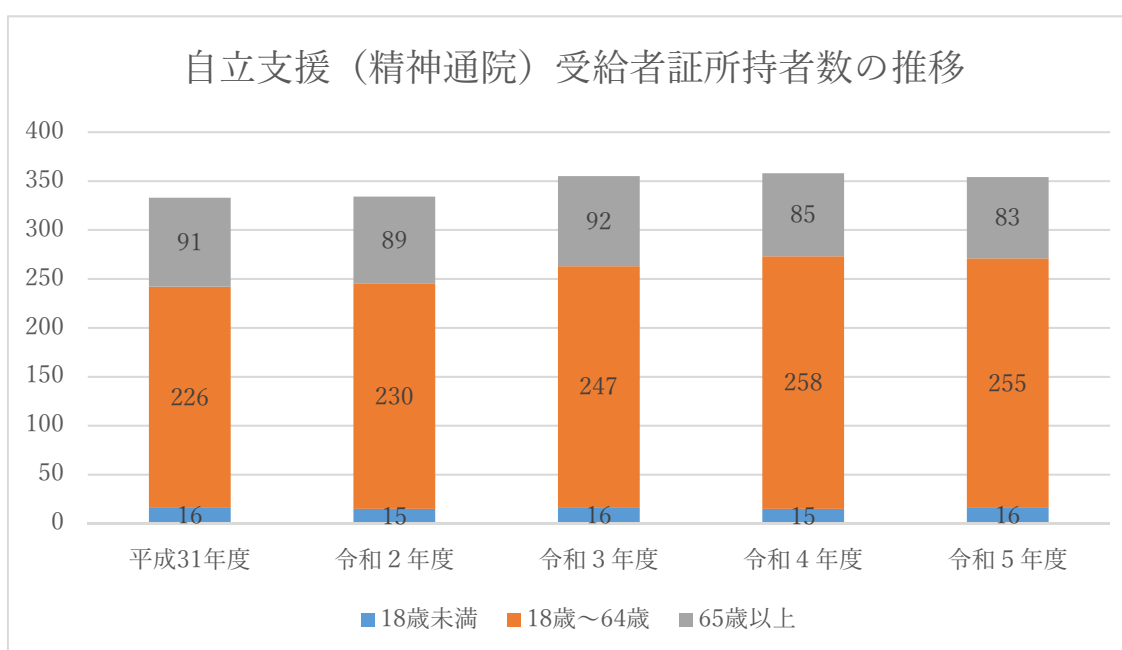
※2019（平成31）～2022（令和4）年度は3月31日現在、2023（令和5）年度は10月31日現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

【手帳の等級別】

※2023（令和5）年10月31日現在（カッコ内は2020（令和3）年3月31日時点） 単位：人

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)
18～64歳	3 (5)	59 (51)	59 (50)	121 (106)
65歳以上	5 (4)	16 (18)	7 (6)	28 (28)
合計	8 (9)	75 (69)	69 (56)	152 (134)



※2019（平成31）～2022（令和4）年度は3月31日現在、2023（令和5）年度は10月31日現在

（4）発達障がいのある人の状況

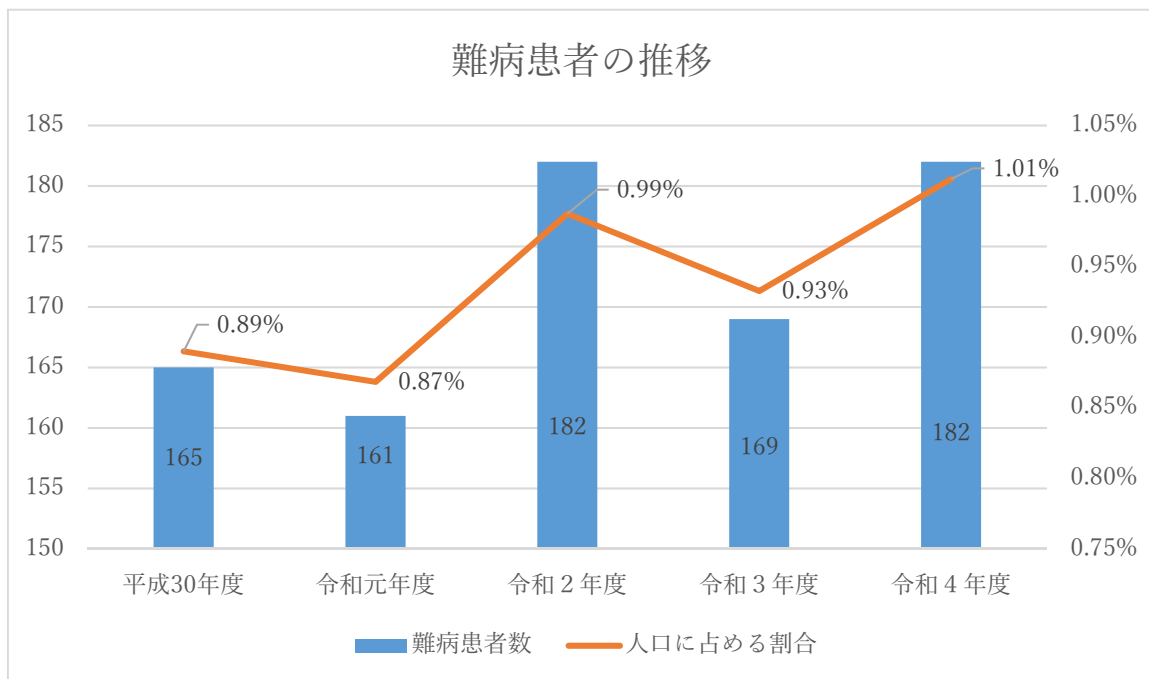
障害者手帳を保持しない発達障がいのある人が多数いると考えられています。文部科学省の調査では、通常学級に在籍する発達障がいの可能性がある児童は、ここ10年で6.5%（2012年）から、8.8%（2022年）へと増加しています。

このことから、統計データで示すことは困難であっても、発達障がいのある人への支援に準じた支援を要する方が一定数いると想定し、子ども・子育て支援事業計画との連動を前提として計画に反映させることとします。

2 難病患者の状況

難病とは、発病の原因が明らかではなく、治療法が確立されておらず、かつ長期の療養を必要とする疾病のことです。症状が慢性化し経済的・精神的に負担が大きいことから、難病の中でも日本における患者数が一定の人数以下などの要件を満たすもの（指定難病）について、医療費の公費負担が行われています。2023（令和5）年4月1日現在、366疾病が指定難病に指定されているほか、4疾病が北海道による独自の医療費助成の対象となっています。

2013（平成25）年4月から難病患者等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスや相談支援等の対象となっています。対象となる疾病も当初の130疾病から361疾病に拡大（2020（令和2）年4月1日現在）されており、令和元年度まで減少が見られた患者数は、令和2年度に再び増加しています。



※2018（平成30）～2022（令和4）年度は3月31日現在

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

3 障がい福祉の動向

第6期障がい者福祉計画期間中、障がい福祉を取り巻く状況において主に次のような動きがありました。障がい者の権利を擁護すると共に、障がい者の社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

制度等の動向	時期	概要
障害者雇用促進法の改正	2016（平成28）年 4月施行	雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の内容。
障害者差別解消法の制定	2016（平成28）年 4月施行	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定。国や地方公共団体等に対し、『不当な差別的取扱いの禁止』と『合理的配慮の提供』が義務化された。
成年後見制度利用促進法の制定	2016（平成28）年 4月施行	成年後見制度の利用促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務が示された。
発達障害者支援法の改正	2016（平成28）年 8月施行	発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正。国及び地方公共団体の責務として、関係機関との連携のもとに必要な相談体制の整備を行うことが規定された。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	2018（平成30）年 10月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の充実、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を図るためのサービスの創設や環境整備が行われる。
介護保険法等の改正	2018（平成30）年 3月施行	高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、新たに「共生型サービス」が位置づけられる。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定	2021（令和3）年9月 施行	国や地方自治体が医療的ケア児の支援の責務を負うことを明文化

こども家庭庁の創設	2023（令和5）年4月施行	障がい児支援が厚生労働省からこども家庭庁に移管
児童福祉法の改正	2024（令和6）年4月施行	児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割を担うことや障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化
障害者差別解消法の改正	2024（令和6）年4月施行	事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化となる。



第3章 計画の基本的考え方

1 基本目標

誰もが健康で自分らしく暮らせるまちづくり

「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 基本施策

『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に掲げる4つの基本施策を推進します。

1 早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育むよう努めます。

2 就労支援

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

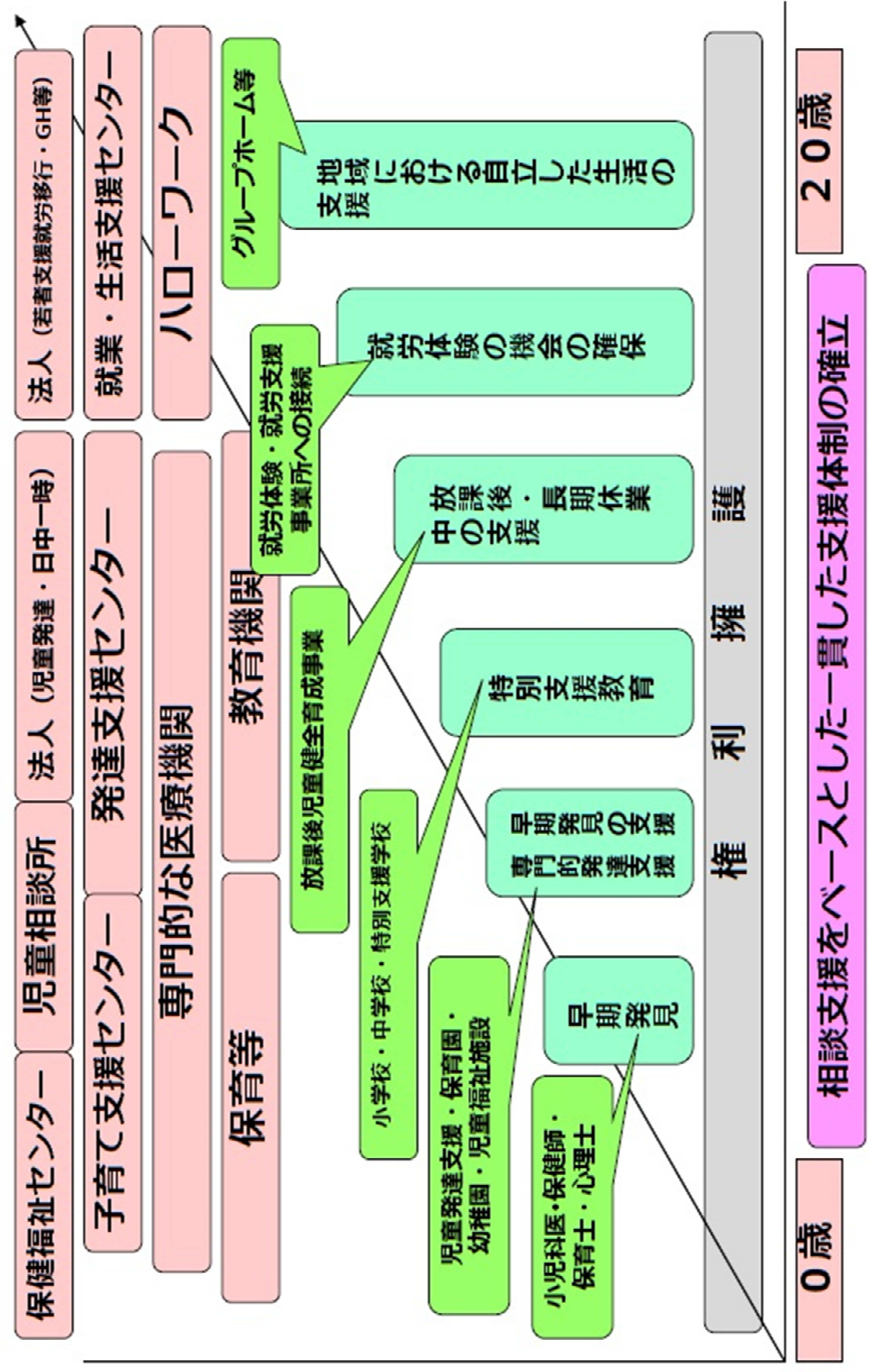
3 生活支援の充実

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

4 支援を広げるための施策の充実

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

【参考】芽室町発達支援システム



3 計画の体系

基本目標

誰もが健康で自分らしく暮らせるまちづくり

基本施策

施策の方向

1 早期発見及び早期支援

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域支援の推進
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
- (4) 農福連携の拡充

3 生活支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

第4章 分野別施策内容

1 早期発見及び早期支援

現状と課題

発達支援を要する児童がそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、早期発見・早期支援への取り組みが重要です。またそれに続き、乳幼児期から青年期までのライフステージにおいて一貫性と継続性のある支援の構築が必要です。

芽室町では、乳幼児期から青年期までの一貫性と継続性のある支援体制構築を「芽室町発達支援システム」として取り組んできました。

乳幼児期から学齢期までの支援では、近年の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所の増加により、週休日の利用や送迎が可能となったことから、児童が受けられる支援の量が増加しています。家庭の事情に左右されず、より多くの支援を受けられる体制が出来た一方で、サービスの調整や関係機関との連携、質の担保が課題となっています。保護者支援については、町の相談窓口や町内2か所の相談支援事業所による相談体制の確保に加え、保護者同士で支え合う仕組み（ペアレントメンター）を構築してきましたが、家庭状況や子どもの年齢などによって、支援ニーズはそれぞれ異なることから、多様なニーズに対応するための、相談・調整機能のさらなる推進が求められています。また、18歳までの期間では、教育機関の重要性は高く、通常学級に在籍する発達障がい児を含め特別支援教育の取り組みの重要性は更に高まりを見せています。

(アンケート結果より)

- ① 発達支援を要する児童の支援として、児童が普段通う場所での専門的指導、職員の理解を求める声が依然として多いです。
- ② 相談相手は「家族・親戚」が最も高いですが、発達支援センターや行政の窓口といった、町の相談担当職員とつながる割合が増えています。
- ③ 進路・就学について、お子さん、保護者共に「正職員として働く」と考えている方が多いですが、高校卒業後に進学を希望する声が増えています。また、将来、自宅での生活を希望する声が減り、一人暮らしを希望する声が、本人・保護者ともに増えています。
- ④ 利用しているサービスは通所系（児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援）が多く、地域資源の不足を訴える声はほとんどありません。

施策の方向

芽室町発達支援システムは、発達支援を要する児童への一貫性と継続性のある支援体制構築をめざす各事業の総称です。

「発達支援システムの充実」を施策の方向のベースとしながら、特に重点となるポイントについて挙げます。

(1) 専門的な支援の充実

発達支援を要する児童への、専門的な支援体制の整備・充実を図ります。

番号	項目	内容
1	発達支援体制の充実	発達支援センターにおいては、通所児童だけでなく広くアセスメントや相談、訪問支援、啓発活動を行う、発達支援の地域の中核として機能する施設運営を行います。また、町内外の障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の事業所において、専門的な支援が受けられる環境を維持します。また、学齢期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。
2	重症心身障害児*の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重症心身障害児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障害児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
3	医療的ケア児への支援	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童が、希望する幼児施設や教育機関で合理的配慮を受けながら、学んだり生活したりできるよう関係機関との調整を行い、看護師体制や環境の整備などを進めます。

(2) 相談支援体制の充実

発達に支援を要する児童や保護者が、所属先や町内の関係機関に相談することで、よりよい解決策が得られ、安心して子育てができる相談支援体制の充実を目指します。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	福祉サービスに関する情報を発信し、専門職を活用しながら、様々な相談ニーズに応じます。事業所数の増加によりサービス量は充足されてきましたが、そのことによ

		り特性に合った支援を選ぶためのサービス調整が重要となってきたことから、相談・調整機能の充実を目指します。
2	ペアレントメンターを活用した相談支援体制の推進	ペアレントメンターとして登録いただいている保護者が、メンターとしての役割を理解し、相談対応スキルを高められるよう研修の機会を確保します。また、相談者がメンターに相談することを通して、将来に見通しと安心感を抱いて子育てができるよう、関係者と連携した相談体制を目指します。

(3) 地域支援・連携の推進

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を推進します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の推進	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
2	巡回相談の推進	年に2回、所属から相談希望があった児童に対して、専門職員が行動を観察したり、カンファレンスを行ったりすることを通して、適切や支援や地域資源等のサービス調整を行います。巡回相談によって、児が適切な支援を受けられると共に、指導にあたる職員を支える仕組みの構築を目指します。

(4) 特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実

		させます。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子どもに対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を推進します。
3	地域コーディネーターの複数配置	一貫性と継続性のある支援がなされるよう必要なマンパワーを確保します。

2 就労支援

現状と課題

障がいのある人がその適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

芽室町では、雇用契約により最低賃金が保障される「就労継続支援 A 型」のほか、「就労継続支援 B 型」といった福祉的就労事業所が開設されています。また、町としても、一般就労に向けた支援として、障がいのある人を非常勤職員として採用し、役場庁舎内の臨時的業務等を行う職場実習や就労体験を実施しています。さらに、平成 28 年度からは、NPO 法人に「一般就労定着支援事業」を委託し、就労を希望する人と雇用を希望する企業に対し、相談・マッチング・就労定着等の支援を開始しました。また、障がいのある人が職場までの交通手段の課題があったことから、令和 4 年度より通勤サポート事業を開始しています。

アンケート結果では、就労に関する相談のニーズは高く、「自分に合う仕事が見つからない」や、職場内での障がいに対する理解を求める回答が多くありました。また「障がいの状況にあわせ、働き方が柔軟であること」と求める回答も多く見られています。

今後、町内企業に対し障がい者雇用の理解促進を図り、柔軟な働き方についても検討していただく必要があります。自分に合う仕事を見つけるために、様々な就労を体験することができる機会の確保、企業との連携体制を強化し、通勤サポートを含めた就労支援体制を整備していく必要があります。

(アンケート結果より)

- ① 障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますかという設問に対して「職場内で、障がいに対する理解があること」という回答が多くなっています。
- ② 障がいのある人が働いていない理由としては「障がい重い、病弱なため」「自分に合う(できる)仕事がない」という回答が多くなっています。

- ③ 希望する職業形態として「農業・林業・漁業」「工場等での製造」の割合が増加していますが「販売・接客」の割合は減少しています。コミュニケーションに関して不安を抱く方が多いのか、その人に合わせた柔軟な働き方が求められます。
- ④ 障がいのある人の働くための条件として「ジョブコーチ派遣事業等により、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること」という回答が多くなっています。ジョブコーチ支援や定着支援等のサービスを活用することが求められています。

施策の方向

(1) 就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ると共に、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	十勝障がい者就業・生活支援センターと連携し、ジョブコーチの活用を調整します。自立支援協議会就労支援部会を活用し、企業と福祉サービス事業所の連携を強化します。
2	実習機会の確保	芽室町障がい者職場実習支援事業において役場事務補助業務の経験を経て、民間企業での就労を体験する機会を作ります。本事業では、就労スキルや社会性を身につけ一般就労を目指すとともに、就労体験事業は随時申請を受け付け、様々な業務の体験の機会を設けます。

(2) 福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場のさらなる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
1	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	NPO 法人と福祉的就労事業所との連携強化に努め、相談窓口の整備を行います。適切な就労に関する評価を行い、障がいを持った方が安心して就労できるよう努めます。
2	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。また、自立支援協議会（就労支援部会・農福連携部会）を活用し、事業所が抱える課題を共有していきます。

(3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

NPO 法人などと連携し、一般就労への定着促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。

番号	項目	内容
1	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施する NPO 法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。
2	各種助成制度の周知	委託先の NPO 法人や十勝障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけます。
3	障がい者雇用の理解促進	委託先の NPO 法人と連携し、就労アドバイザーを周知し企業等を対象にした説明会を開催します。また、障がい者の職場実習等を通じて、障がいを抱える方たちの理解促進に努めます。
4	働く障がい者の通勤支援	通勤サポートを活用して、利用者と企業との調整を行います。就労支援事業所との連携や他自治体への利用促進についても検討を行っていきます。

(4) 農福連携の拡充

就労支援事業所を利用している障がい者等を対象に、農業を体験する機会を作り、農福連携の拡充を図ります。

番号	項目	内容
1	農福連携の推進	芽室町自立支援協議会に設置された、農福連携部会を活用します。農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所間で協議を行い、新たな作業の発掘や工賃についての協議などを行い、障がい者の農業体験の機会を拡充していきます。

3 生活支援の充実

現状と課題

芽室町では、障がいのある人やその家族に対する相談支援については、「芽室町相談支援事業所」が中心となって担ってきました。また、令和3年度から芽室町内の相談支援事業所に対して、相談業務の委託を行い、より広く障がいのある人やその家族に対しての相談支援が行えるように努めました。しかし、アンケートの結果「何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実」を求める声が多く、さらなる相談支援体制の拡充が求められています。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」についてもまだまだ認知度が低い状況です。令和6年4月からは改正された障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化となることもあり、より一層の普及啓発が必要となってきます。

現在国では、高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備が進められており、障がい福祉施策における相談支援においても、地域共生社会を実現する地域づくりに資する取組が求められています。

さらに、障がいのある人やその家族の高齢化による「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、権利擁護体制の確立、居住場所を含む障がい福祉サービス等の整備、また災害時の安全確保が必要です。

(アンケート結果より)

- ① 障がいのある人に対する支援として、「何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実」求める方が最も多い状況となっています。
- ② 相談支援体制の充実に次いで「グループホームなど地域で暮らせる場所の充実」という回答も多くなっています。
- ③ 障がいに対する町民の理解について「ある程度深まってきた」と答えた方が多くなっていますが「どちらとも言えない」と回答する方が最も多い状況です。
- ④ 「障害者差別解消法」について、障がいのある人の約半数が「名前も内容も知らない」と回答しています。
- ⑤ 障がい者に対する差別や嫌がらせ等を防止するために必要なことは、「相談窓口、通報体制の整備」と答える方が最も多くおり「関係機関の職員に対する教育・研修の充実」が次に多い回答となっています。
- ⑥ 災害が起こった時の不安は、「避難先での不安」が最も多い回答でした。また、「災害の状況が伝わってこない場合の不安」も多い回答となっています。

施策の方向

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。また、適切なサービスが行われるようサービス事業所に対する支援体制についても充実させていきます。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、障がいのある人が相談・交流できる場として地域活動支援センターの活用について検討します。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。また、緊急時での受け入れを調整するコーディネート機能を整備し、支援体制を充実させていきます。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。
5	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
6	各種福祉手当の周知	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。
7	各種助成制度等の周知・電子申請の導入	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について周知を行います。申請方法についても電子申請の導入等について整備を進めていきます。

8	医療給付・助成制度の実施	障がいを抱える方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るための自立支援医療（更生医療・精神障害者通院医療等）の制度周知や適正な運用を図ると共に、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
---	--------------	--

（２）居住系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実等を図ります。

番号	項目	内容
1	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。
2	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
3	生活体験住宅の運営・活用	生活体験住宅の管理・運営を行います。また、障がい者の方の集いの場としての利用など新たな活用方法についても検討を進めていきます。

（３）相談支援体制の充実

障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要なため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる情報提供に努めます。

番号	項目	内容
1	計画相談支援の充実	芽室町内の相談支援事業所と連携し、障害福祉サービス等の利用にかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、ネットワークの強化を図り、芽室町相談支援の体制整備に努めます。
2	基幹相談支援センター設置についての協議	基幹相談支援センターの設置について協議し、相談支援に関する人材育成や支援者をサポートするための取り組みを芽室町内で実施していきます。

3	障がいのある人が 住み慣れた地域で 暮らし続けられる 体制づくり	高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備に努めます。
4	情報提供体制の充 実	インターネット・SNS など障がいに適応した形による情報提供体制を整備し、特性に合わせた情報発信を行っていきます。
5	専門的人材の養成	基幹相談支援センターの設置を協議し、相談支援に関する人材育成や支援者をサポートするための取り組みを整備していきます。
6	自立支援協議会の 体制整備	障がい者本人や関係事業所が参加しやすいような協議会づくりに努めます。気軽に意見交換できる場をすることで、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指していきます。

(4) 権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項目	内容
1	成年後見制度の利 用促進	委託先である「成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。また、町長申立や成年後見人等に対する報酬助成の制度を充実させ、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
2	日常生活自立支援 事業との連携	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を促進し、各種サービスや支援者との連携を図ります。
3	障がい者虐待防止 の体制整備	関係機関の職員に対する教育・研修を充実させ、権利擁護に対する専門職員の養成に取り組みます。
4	行政サービス等に おける合理的配慮 の推進	電子申請の導入など障がいの特性に合わせた申請方法等の検討を行っていきます。また、障がい者差別解消法に基づく芽室町職員マニュアルを随時改定し、新規採用職員には研修を実施していきます。

5	障がい者を理由とする差別解消のための啓発	令和6年4月から事業者による障がい者に対する合理的配慮が義務化されることから、法改正についての啓発を行い差別解消に努めていきます。
---	----------------------	---

(5) 地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項目	内容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳*が必要な人への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを推進します。
2	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人へのSNS等を利用した情報発信の整備や障がい特性により集団生活が困難な人の避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。

(6) 疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項目	内容
1	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
2	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がい福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

(7) ユニバーサルデザイン*の推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項目	内容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー*化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は、新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。

4 支援を広げるための施策

現状と課題

障がいのある人が地域の一員としてより充実した社会生活を送るためには、障がいのある人自らの社会参加を進めると同時に、町民一人ひとりの障がいに対する正しい理解を深め、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現に向けて芽室町全体で取り組むことが重要です。

障がいの特性や差別に対する理解の促進や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図り、幅広い町民の参加を得ながら「共生社会*」の理念を浸透させていくことが必要です。

(アンケート結果より)

- ① 障がいに対する町民の理解についての質問では、「どちらとも言えない」と答えた方が最も多く、次いで「わからない」となっています。各種審議会委員等を対象としたアンケート調査では約半数の方が「少し足りないと思う」と回答しています。
- ② 各種審議会委員等に行ったアンケート調査では、理解を深めるため必要なこととして、「学校における福祉教育の充実」「障がい者の積極的な社会への進出」と答える方が多くなっています。
- ③ 各種審議会委員等に行ったアンケート調査では、障がいを理由とする差別や偏見について、「あると思う」、「少しあると思う」という方が半数を超える状況で改善が必要であると考えられます。
- ④ 芽室町が障がいのある人にとって暮らしやすい町であるかについての質問では、各種審議会委員等の回答で4割以上の方が「どちらとも言えない」と回答しており、前回調査より上昇しています。
- ⑤ 「障害者差別解消法」について、障がいのある人の約半数、各種審議会委員等の3割以上の方が「名前も内容も知らない」と回答しています。

施策の方向

(1) 理解と交流の促進

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項目	内容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	広報誌やSNS等を活用し、障害者差別解消法や障がい特性の理解についての普及啓発を行います。また、北海道が主催する障がい者スポーツ大会に協力し、障がいに対する理解の促進に努めます。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
4	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解を促します。また、ヘルプマークを役場窓口で配布し、その理解促進に努めます。

(2) 町民活動等への支援

当事者団体や自主的な町民活動などの活動の周知・支援を行います。

番号	項目	内容
1	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
2	芽室町身体障害者分会の活動支援	本団体の活動費の一部を補助し、福祉の向上や障がい者の方の普及啓発に関する活動を支援します。
3	町民による自主的な活動等への支援	障がいの理解や支援の輪を広げる町民による自主的な活動を支援します。



第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

【障害福祉計画等】

障害福祉計画等は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が地域において計画的に提供されるよう必要なサービス見込量やサービス提供体制等について定めるものです。

第7期芽室町障がい者福祉計画及び第3期芽室町障がい児福祉計画においては、障がいのある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するため、国及び北海道の基本指針に基づき、2024（令和6）年度から3年間の数値目標を設定すると共に、障害福祉サービス等の見込量を設定します。

1 2026（令和8）年度に向けた目標値

（1）施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
2023（令和5）年3月31日時点の入所者数（A）	32人	2023（令和5）年3月31日時点の施設入所者数
2026（令和8）年度末の入所者数（B）	30人	2026（令和8）年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (6%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】 減少見込（A-B）	2人 (1.7%)	差引減少見込み数

○北海道の基本指針に定める数値目標等

2026（令和8）年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、2023（令和5）年3月31日時点の施設入所者のうち、2026（令和8）年度末において約6%の者が、施設入所から地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

2026（令和8）年度末における施設入所者数を、2023（令和5）年3月31日時点の施設入所者から、1.6%以上減少することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【目標達成のための基本方策】

- 地域生活の場として必要となるグループホームの設置を推進するため、社会福祉法人等に対して必要な支援を行います。
- 地域での日常生活支援のため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

目標
2023（令和5）年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

○北海道の基本指針に定める数値目標等 2028（令和6）年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
--

【目標達成のための基本方策】

- 精神病床からの退院患者に対して、病院のPSW（精神保健福祉士）等と連携しながら、退院支援、地域での生活への移行支援を行っています。

3) 地域生活支援拠点の整備

目標
2026（令和8）年度末までに、地域生活支援拠点の整備に向けて検討する。

○北海道の基本指針に定める数値目標等 2026（令和8）年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--

※地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

【目標達成のための基本方策】

- 面的整備を検討し、基幹相談支援センターやグループホーム、緊急時の受け入れ（短期入所事業所等）、体験の場（地域活動支援センター等）を整備し、各機関が有機的に連携する仕組みを創設します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
2021（令和3）年度の一般就労移行者数	3人	2021（令和3）年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 2026（令和8）年度の一般就労移行者数	4人	2026（令和8）年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数。一般就労移行者数の推移を勘案して設定

(5) 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	備考
2021（令和3）年度の就労定着支援事業所利用者数	1人	2021（令和3）年3月の就労定着支援事業所利用者数
【目標値】 2026（令和8）年度の地域定着支援事業所利用者数	2人	地域定着支援事業所利用者数は、地域における地域定着支援事業所数から、地域の実情を踏まえて設定

(6) 就労定着支援による職場定着率

項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援開始1年後の職場定着率	80%以上	

○北海道の基本指針に定める数値目標等

【上記（4）】福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2026（令和8）年度中に一般就労への移行者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、2021（令和3）年度の地域定着支援事業利用者数の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【上記（5）】2026（令和8）年度末における地域定着支援事業所利用者数が、2019（令和2）年度末における利用者数の1.41倍とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【上記（6）】就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とする。

【目標達成のための基本方策】

- 障がいのある人一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、個々の状態と希望に応じた生産活動や就労に向けてのマナーや技術の習得、就労支援が受けられるよう支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- NPO法人や福祉的就労事業所と就労における課題を共有し、就労を希望する人への支援・連携体制の整備を行います。
- 企業訪問での情報交換の実施により、障がい者雇用の現状や課題を把握します。また、障がい者雇用への関心や理解を深めるため企業等を対象とした説明会を開催し、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。
- NPO法人との連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	障がい保健福祉圏域にある児童発達支援センターの数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1か所以上	町内で保育所等訪問支援事業を実施する事業所の数
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	1か所	障がい保健福祉圏域にある難聴児の相談・アセスメント機能を持つ専門施設の数
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの確保	3か所	障がい保健福祉圏域にある重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数
医療的ケア児支援のために連携を図る協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1か所	芽室町自立支援協議会発達支援部会でこの協議を行っていくことを想定し設定。また、コーディネーターの配置については、「地域コーディネーター」と「医療的ケア児等コーディネーター」により、保健、医療、教育等の調整を行う。

○北海道の基本指針に定める数値目標等

2026（令和8）年度末までに、各障がい保健福祉圏域または市町村において、児童発達支援センターの設置を1か所以上、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保。また、道については難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保、医療的ケア児支援センターの設置、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置。

【目標達成のための基本方策】

- 町の「発達支援システム」を基盤として、芽室町発達支援センターが地域の中核的な機能を担い、他の事業所や関係機関と連携しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進します。
- 難聴児支援のための相談・アセスメント機能を確保するために、帯広聾学校を中心に管内外との専門機関との連携を継続します。
- 重症心身障害児の通所サービスについては、利用者のニーズに応じられるようサービス量の確保を目指します。

- 医療的ケア児支援においては、関係機関と協議を行い、希望する幼児施設や教育機関に合理的配慮を受けながら通うことができるよう看護師体制や環境の整備などを進めます。また町内における全体的な課題については自立支援協議会発達支援部会にて協議を行います。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、芽室町発達支援システムにおいて、既にサービスの調整機能を担っている「地域コーディネーター」と、保健、医療等の調整を行う「医療的ケア児等コーディネーター」が継続して行います。

2 障害福祉サービス・相談支援

障害福祉サービスについては、現在の利用者数、障がいのある人のニーズなどを勘案して利用者数及び利用量を見込みました。

※サービス提供量は1か月あたりの利用量で算出しています。（相談支援のみ実利用者数で算出）

※2026（令和8）年度については2023年10月の利用実績です。

（計画相談支援のみ実利用者数で算出）

（1）日中活動系サービス

【サービス内容】

○療養介護

医療と常時介護が必要な障がい者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービス。

○生活介護

主として昼間、障がい者の支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

○宿泊型自立訓練

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間、居住の場を提供して生活能力等の向上のために必要な訓練を行うサービス。

○就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行うサービス。

○就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

○就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービス。

○就労定着支援（新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所や家族との連絡調整等を行うサービス。

○短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、障がい者を短期間、夜間も含めて施設に入所させ、入浴、排せつ及び食事等の介護を行うサービス。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
療養介護	利用者数(人)	7	7	7	7
生活介護	利用者数(人)	61	60	59	58
	利用量(人日/月)	1,403	1,380	1,357	1,334
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0

自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0
就労移行支援	利用者数(人)	6	6	6	6
	利用量(人日/月)	138	138	138	138
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	25	25	25	25
	利用量(人日/月)	529	529	529	529
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	57	57	57	57
	利用量(人日/月)	1,311	1,311	1,311	1,311
就労定着支援	利用者数(人)	2	2	2	2
短期入所	利用者数(人)	11	11	11	11
	利用量(人日/月)	33	33	33	33

【見込量確保の方策】

- 芽室町自立支援協議会を通じて、各日中活動系サービスのニーズの掘り起こしに努めると共に、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保に努めます。
- NPO 法人や福祉的就労事業所と連携し、就労を希望する人への支援や連携体制を整備します。また、NPO 法人や福祉的就労事業所、民間企業と連携し、一般就労への定着を促進します。

(2) 居住系サービス

【サービス内容】

○共同生活援助（グループホーム）

主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、日常生活上の援助や、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービス。

○施設入所支援

日中活動の自立訓練や就労移行支援等を利用している障がい者が、自立した日常生

活を営むことができるように、居住の場を提供し、主として夜間や休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行うサービス。

○自立生活援助（新設）

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）、精神科病院等から退所、退院した人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談、助言等を行うサービス。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	利用者数（人）	60	63	67	70
施設入所支援	利用者数（人）	32	32	31	30
自立生活援助	利用者数（人）	0	1	1	1

芽室町内の整備見込量

サービス種別	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	定員数（人） 各年度3月31日の定員数	46	46	50	50

【見込量確保の方策】

- 病院や施設からの退院・退所後の受け入れ先として、また、家族の高齢化や親亡き後など親元から自立していくための場として、居住系サービス提供事業所との連携を図りながら、地域で暮らすことのできる共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。
- 施設入所支援については、入所施設から地域生活への円滑な移行策を図ります。

（3）訪問系サービス

【サービス内容】

○居宅介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談等を行うサービス。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人に対して、自宅での入浴や排せつ、食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。

※日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がい者であって、医療機関に入院した者については引き続き利用できるものとし、ホームヘルパーが利用者のニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行う。

○同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護その他の移動中の介護を行うサービス。

○行動援護

重度の知的障がい、または重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行うサービス。

○重度障害者等包括支援

四肢の麻痺や寝たきりの状態並びに知的・精神障がいにより行動が著しく困難な状態で、常に介護を必要とし、意思疎通が難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供するサービス。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用者数(人)	20	20	20	20
	利用量(時間/月)	3,436	3,636	3,636	3,636

【見込量確保の方策】

- 芽室町自立支援協議会において、サービスの質の向上や地域の課題等を検討し、サービスの確保に努めます。

(4) 相談支援

【サービス内容】

○計画相談支援

障害福祉サービスの利用者が、自立した日常生活、自立した社会生活を営むことができるよう、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとにモニタリングし、その結果等を勘案して、サービス等利用計画を見直します。

○地域移行支援

施設や精神科病院等に入所、入院されている人に対して、住居の確保や、地域での生活に移行するための支援を行います。

○地域定着支援

居宅において、単身で生活する人などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

【サービス見込量】

サービス種別	単位	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	利用者数(人)	212	212	230	230
地域移行支援	利用者数(人)	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	0	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 民間事業所への相談支援事業の一部委託、相談支援従事者の資質向上や関係機関との連携強化を図り、継続性のある相談支援体制の強化に努めます。
- 学齢期から青年期へなど、ライフステージが変わっても継続した支援が受けられるよう努めます。

3 地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に実施します。障害福祉サービスが全国共通のルールに基づいて行われるのに対し、地域生活支援事業は、利用者のニーズに柔軟に対応し、市町村が地域の独自性を勘案して行う自由度の高いサービスです。

(1) 相談支援事業

【サービス内容】

相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業 [か所]	3	3	4	4
基幹相談支援センターの設置	0	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	0	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 [人]	2	2	2	2
地域自立支援協議会 [か所]	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 職員の研修を充実し、専門知識を持った職員の育成・配置に努めます。また、相談内容の多様化等に対応するため、自立支援協議会において各担当係や各関係機関との連携を図り、情報共有や支援体制の調整を行います。
- 相談支援事業の一部を町内の民間事業所に委託し、専門性の確保や継続性のある相談支援体制の強化に努めます。
- 障がいのある人に対する虐待防止や差別解消に向けて、制度周知の充実を図ると共に、相談時に迅速に対応できる体制づくりや関係機関との連絡体制を整備し、権利擁護に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、障がいのある人と手話通訳者の方と意見交換の場を設け、より良いサービスの提供に努めます。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
コミュニケーション支援事業 [実利用人数/年]	4	4	4	4

【見込量確保の方策】

- 聴覚等に障がいのある人の情報保障の面から、公益社団法人北海道ろうあ連盟及び町委託通訳者等と連携し、速やかな派遣に努めます。また、事業の周知・徹底を図ると共に活用しやすいサービスの運用に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度の障がい者・障がい児に対して、日常生活が円滑に送れるよう、日常生活用具を給付または貸与し、自立した生活を促進します。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練支援用具 [利用件数/年]	4	3	3	3
自立生活支援用具 [利用件数/年]	3	5	5	5
在宅療養等支援用具 [利用件数/年]	20	20	20	20
情報・意思疎通支援用具 [利用件数/年]	2	2	2	2
排泄物管理支援用具 [利用件数/年]	423	420	420	420
居宅生活動作補助用具（住宅改修） [利用件数/年]	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 介護・訓練支援用具6については、特殊ベッド等の申請があったため件数が増加しましたが、令和6年度以降は申請予定の方が現時点で想定されないことから、平常通りの見込みとしています。自立生活支援用具については、肢体不自由の身体障害者手帳の新規申請があり、在宅生活を支援するための用具の申請の見込みがあることから、令和6年度以降の見込みを増加して計上しています。日常生活の不便を解消し、自立した生活を営めるよう制度周知及び速やかな給付等に努めます。また、用具の利便性等を考慮しながら支給品目及び支給対象要件の見直しに努めます。

（４）移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、生活上不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業 [実利用人数(述べ利用時間数)]	2(120)	2(120)	2(120)	2(120)

【見込量確保の方策】

- 円滑なサービス提供ができるよう、事業所に働きかけると共に、支給量を適正に見極め、多くの利用者のニーズに応えられる支援体制に努めます。
- 障害福祉サービスとの併給を考慮しながら、必要なサービス提供に努めます。

（５）地域活動支援センター事業

【サービス内容】

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、余暇活動や地域社会との交流促進等を図ります

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター（町内） [か所（実利用人数）]	1（10）	2（15）	2（15）	2（15）
地域活動支援センター（町外） [か所（実利用人数）]	2（3）	2（3）	2（3）	2（3）

【見込量確保の方策】

- 町内地域活動支援センターに対し、土地・建物の無償貸与を引続き行い、生産活動の場、地域社会との交流の場を確保します。
- 新たな地域活動支援センターの開設に伴い、町民の方向けの説明や保護者会との勉強会を開催します。
- 他市町村の広域利用を行い、対象要件を見直すと共に、障がいのある人のニーズに即した事業利用を推進します。

（6）日中一時支援事業

【サービス内容】

日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保するため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を提供します。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業 [か所（実利用人数）]	9（62）	9（62）	9（62）	9（62）

【見込量確保の方策】

- 障がいのある人の生活状況に合わせ、適切な支給量の調整を図り、受託事業所と情報共有を図りながら円滑なサービス利用に努めます。

(7) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業 [実利用人数/年]	2	2	2	2

【見込量確保の方策】

- 必要とするニーズに対応できるよう、制度の周知に努めます。

(8) 自動車改造費助成事業

【サービス内容】

身体障がい者が、就労等により自動車を運転するために改造をする場合、その費用の一部を助成し、社会参加を促進します。

【サービス見込量】

	5年度	6年度	7年度	8年度
自動車改造費助成事業 [利用件数/年]	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 必要とするニーズに対応できるよう、制度の周知に努めます。

4 障がい児支援の強化

児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援と共に、発達段階や特性に応じた個々の支援が、整合性をもって一人ひとりの子どもに機能するよう支援を強化します。また個々の発達や特性に応じた支援が一貫性と継続性のある支援となるよう芽室町発達支援システムを推進します。

(1) 障害児通所支援の推進

【サービス内容】

○児童発達支援

療育の必要性が認められた児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

○放課後等デイサービス

学校在学中の発達支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。

○保育所等訪問支援

保育所・幼稚園や学校、児童クラブ等に通っている発達支援を要する児童、または今後利用する予定のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。

【サービス見込量】

	6年度	7年度	8年度
児童発達支援 [人/年]	30	30	30
放課後等児童デイサービス [人/年]	65	65	65
保育所等訪問支援 [人/年]	3	3	3

【過去3年間のサービス実績数】

	3年度	4年度	5年度 (10月時)
児童発達支援 [人/年]	32	33	29
放課後等児童デイサービス [人/年]	62	51	66
保育所等訪問支援 [人/年]	2	1	0

【見込み量確保の方策】

●町の相談窓口や相談支援事業所が町内外の事業所とのサービスの調整を行い、希望するサービスの質や量の確保に努めます。

(2) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは栄養士や調理員、嘱託医を置くいわゆる通園機能を持つ施設と考えられており、十勝管内に1か所（帯広市内）設置されています。障害者権利条約の批准にもとづく、障害者差別解消法の制定や児童福祉法の改正、インクルーシブ教育の推進からは、障がいのある児童だけが通う通園機能施設を設けることよりも、民間の保育所・幼稚園で障がいの有無にかかわらず共生する環境がより望ましいと考えられることから、町内での児童発達支援センターの設置を目指すのではなく、発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、保育所等訪問支援事業や巡回相談をはじめとする地域連携・支援機能の推進により地域社会への参加・包容を目指すものです。また、発達支援を要する児童の早期発見や地域参加へ移行を目指す事業は他にも、特別保育事業（障がい児保育士加配）、発達支援センタークラブ活動事業、教育活動指導助手や支援員の学校配置、養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診などがあり、障がい児を対象とした施策だけでなく、教育や子育て支援の一般的な施策においても推進していきます。

(3) 難聴児のための支援体制の確保

難聴児の専門的な支援機関として、帯広聾学校があります。幼児期からの相談・検査・通所機能を有しており、発見から支援につなげる際の連携や児が生活する場への助言指導などの支援体制を今後も維持していきます。

(4) 重症心身障害児への支援

国は基本指針において、2026（令和8）年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとしています。

現在、重症心身障害児が受入可能な児童発達支援事業所は、帯広市に2カ所、音更町に1カ所あり、町内の児童も利用しています。今後、家庭状況の変化等により重症心身障害児のサービス利用のニーズが高まる可能性があることから、必要なときに必要な量のサービスを利用できる体制の確保を目指します。また、特別保育事業（障がい児保育士加配）や保育所等訪問支援事業を加えてよりインクルーシブな環境への入園入所を目指します。

(5) 医療的ケア児への支援

国では、2019（令和3）年度に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する

法律」を制定し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支え、合理的配慮を受けつつ適切に教育に係る支援、医療的ケア児及び保護者の意思を最大限に尊重することを基本としています。

医療的ケア児への支援は、関係機関と協議を行い、希望する幼児施設や教育機関に合理的配慮を受けながら通うことができるよう看護師体制や環境の整備などを進めます。また、芽室町自立支援協議会発達支援部会で各児童に関する協議を行うことができます。

日常的に医療的ケアを必要とする児童の集団参加のために、幼稚園保育所、学校へ訪問看護師を派遣します。

【サービス見込量】

	6年度	7年度	8年度
医療的ケアが必要な児童 [人/年]	6	6	6

(6) 芽室町読み書き支援スクリーニング事業の充実

読み書き等学習に特異な困難を抱える児童に対し、内外の専門家を活用し、見通しと根拠ある学習支援がなされる体制を構築します。学習面での躓きを就学前に発見することは困難とされており、入学後の学校を中核とした発見と支援の仕組みを充実させます。

(7) 障害児相談支援

【サービスの内容】

サービスを利用する全ての発達支援を要する児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成すると共に、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービス見込量】

	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援 [人/年]	90	90	90

【過去3年間のサービス実績数】

	3年度	4年度	5年度 (11月時)
障害児相談支援 [人/年]	92	78	85

【見込量確保の方策】

- 民間事業所への相談支援事業の一部委託、相談支援従事者の資質向上や関係機関との連携強化を図り、継続性のある相談支援体制の強化に努めます。
- 学齢期から青年期へなど、ライフステージが変わっても継続した支援が受けられるよう努めます。